

# 町田市学童保育クラブ

## 施設整備及び管理・運営方針

～地域・保護者とともに育む、居心地の良い場づくりを目指して～

子ども生活部児童青少年課

2023年8月

## 目次

---

第1	方針策定の背景と目的 .....	2
第2	方針の位置づけ .....	3
第3	方針の対象となる施設及び期間 .....	4
第4	町田市学童保育クラブを取り巻く動向 .....	4
第5	町田市学童保育クラブの現状から考える課題 .....	8
第6	町田市学童保育クラブの課題解決に向けた調査等の経過 .....	13
第7	町田市学童保育クラブの施設整備及び管理・運営方法等の考え方 .....	19

## 第1 方針策定の背景と目的

---

### (1) 学童保育クラブについて

町田市の学童保育クラブは、1963年に公設公営の2箇所から始まり、2023年4月時点では、市内42箇所において小学校1から6年生までの4,791人を受け入れて育成支援を実施しています。

この間の社会状況の変化としては、女性の就業率の上昇や共働き家庭の増加が挙げられ、これに伴って学童保育クラブへの入会ニーズも高まっています。

町田市では、こうした状況に対応するため、入会要件を満たしている小学校1から3年生までの児童（以下、「低学年児童」という。）や全学年の障がい児を対象に、市が定めた一斉入会受付期間の申請者が全員入会できるような運用を行ってきました。

また、2021年4月からは、2015年の児童福祉法の改正を受け、小学校4から6年生（以下、「高学年児童」という。）の受け入れを開始するなど、高まる保育ニーズに柔軟に対応してきました。これにより、現在、児童の発達に応じた保育環境の整備や育成支援のさらなる充実が求められています。

この他にも学童保育クラブの新設や、保育サービス向上のための民間ノウハウの活用に向けた指定管理者制度の導入などを進めてきました。

### (2) 公共施設の考え方について

町田市の公共施設を取り巻く動向として、2018年6月策定の「町田市公共施設再編計画」を踏まえ、2021年5月には「町田市新たな学校づくり推進計画」及び「町田市立学校施設機能別整備方針」が策定されました。これらの計画や方針では、学校施設の建て替え等を行う町田市立学校における放課後活動の拠点づくりの基本理念として、「放課後における児童・生徒の居場所の一つとして、安心して様々な活動をすることができる環境」を整備していくことが示され、現在、公設の学童保育クラブ42クラブのうち38クラブを学校施設内に整備している状況を鑑み、学童保育クラブも学校施設の一機能として位置づけられています。

### (3) 方針策定の目的

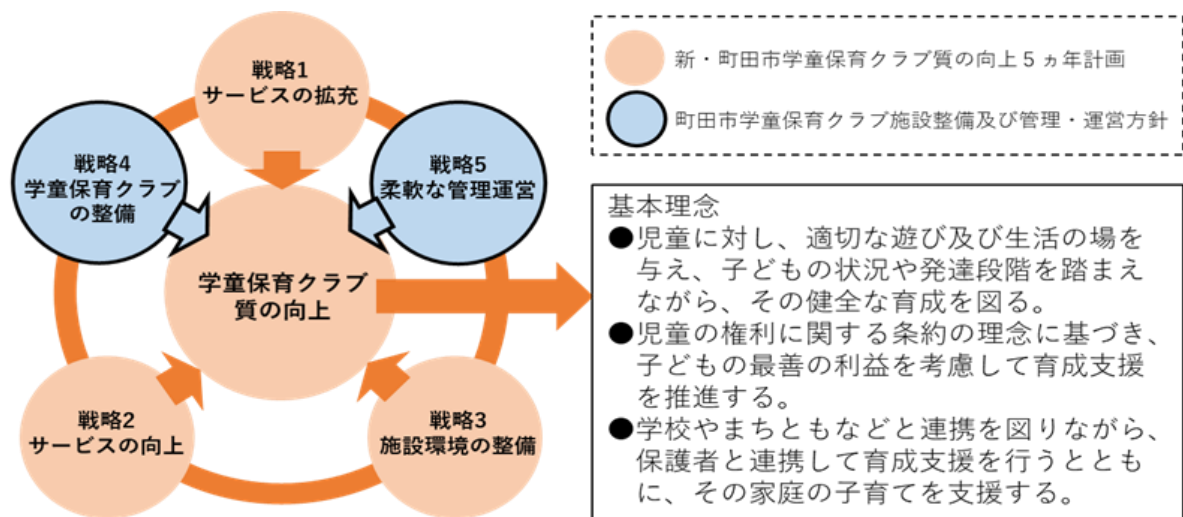
こうした背景のもと、町田市における人口の推移や将来推計を見据えたうえで、学童保育クラブにおいて、子どもに適切な遊び及び生活の場を確保し、子どもの健全な育成を図るとともに、子どもの最善の利益を考慮した育成支援を継続していくため、新たな学校づくりを契機として、町田市学童保育クラブの施設整備及び管理・運営方法について、方針を策定します。

## 第2 方針の位置づけ

本方針の位置づけとして、関係性が深い計画等との関係は、以下のとおりです。

- (1) 本方針は、「町田市5ヵ年計画22-26」の政策2「未来を生きる力を育み合うまちになる」の施策2-1「2 子どもの活動拠点・居場所づくり」に基づき、教育活動から放課後の生活の場までを学校内で完結できる一体的な施設整備を具体化するものとして策定します。
- (2) 本方針は、「町田市公共施設再編計画」に掲げている「施設機能毎の今後の方向性」の基本となる考え方として策定します。
- (3) 本方針は、町田市における新たな学校づくりを見据え、「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」で示す「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画（計画期間2020～2024年度）」の基本理念を踏まえ、「施設整備」及び「管理・運営」に関する戦略を補完するものとして位置づけることとします。

(図1) 「町田市学童保育クラブ施設整備及び管理・運営方針」と「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」の関連イメージ



### 第3 方針の対象となる施設及び期間

方針の対象となる施設は、市内全ての公設学童保育クラブとします。また、方針の期間は、「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画（計画期間2020～2024年度）」及び2024年度に策定を予定している次期学童保育クラブ5ヵ年計画と連動させるため、2023年度から2029年度までとします。

### 第4 町田市学童保育クラブを取り巻く動向

#### (1) 学童保育クラブ事業（放課後児童健全育成事業）に関する国などの動向

##### (ア) 児童福祉法の改正（2012年）

2012年の児童福祉法の改正は、2015年4月から施行される「子ども・子育て支援新制度」において、幼児教育及び保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として行われました。改正による学童保育クラブ事業に係る主な変更点については、以下のとおりです。

##### 【改正による変更点（概要）】

- ① 対象年齢が「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している児童」に拡大
- ② 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準（厚生労働省令）を策定

##### 【設備及び運営に関する基準で定める主な内容】

- ① 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。  
また、子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所を確保することが求められる。
- ② 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。
- ③ 設備・備品等を含む専用区画は、開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。  
ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。

### (イ) 「放課後子ども総合プラン（2014年）」の策定

2014年7月、厚生労働省及び文部科学省は「放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育クラブ及び放課後子供教室について一体型を中心とした計画的な整備等を進めることを掲げました。

本プランでは、国全体の目標として、「新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す」ことや、既存のクラブについても、入会ニーズに応じて学校内の余裕教室等を活用することが示されています。

### (ウ) 「放課後児童クラブ運営指針」の策定（2015年）

学童保育クラブ事業は、1998年に児童福祉法で法定化されて以降、2007年に厚生労働省が策定した「放課後児童クラブガイドライン」に沿って施設運営の改善などを行ってきましたが、学童保育クラブ数や利用者数は全国的に増え続けたことから課題がより顕著になってきました。このような背景を踏まえて、本ガイドラインの廃止に伴い、2015年3月に厚生労働省から「放課後児童クラブ運営指針」（以下、「運営指針」という。）が発出されました。

運営指針は、学童保育クラブ運営における質の平準化という課題認識のもと、以下の内容が明記されています。

#### 【放課後児童クラブ運営指針の主な内容】

- ① 職員配置について  
支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を置かなければならない。ただし、そのうち1人は、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）に代えることができる。
- ② 子ども集団の規模（支援の単位）  
一の支援の単位※1を構成する子どもの数は、おおむね40人以下とする。  
※1：支援の単位  
子どもに対する育成支援を一体的に行う集団規模
- ③ 施設  
遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（いわゆる「専用区画」）を設け、専用区画は開所時間を通じて専ら学童保育クラブ事業の用に供するものでなければならない。また、専用区画の面積は、子ども一人につきおおむね1.65平方メートル以上とする。
- ④ 開所時間及び開所日  
開所時間：学校休業日は1日につき8時間以上、学校登校日は1日につき3時間以上を原則とする。  
開所日：1年につき250日以上を原則とする。

## **(2) 町田市における公共施設再編の動向**

### **(ア) 「町田市公共施設再編計画」の策定（2018年）**

町田市では、財政状況が厳しさを増す中でも必要な公共サービスを維持または向上させていくため、道路等の都市インフラ施設を除く公共施設に関する計画的な取り組みを推進する計画として「町田市公共施設再編計画」（以下、「再編計画」という。）を策定しました。

再編計画では、施設機能毎の今後の方向性が示されており、学童保育クラブについては、「地域の拠点となる学校に複合化・多機能化することで、建物の総量圧縮を図る他、学校施設の活用により多様な活動が可能となり、魅力が向上する。」と記されています。

### **(イ) 「町田市新たな学校づくり推進計画」及び「町田市立学校施設機能別整備方針」の策定（2021年）**

町田市教育委員会では、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化を契機として、「町田市教育プラン 2019-2023」で掲げる教育目標の達成に必要な教育環境・生活環境の整備を基本的視点に据えて、これらを実現するための実行計画として「町田市新たな学校づくり推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定しました。

また、推進計画と同時期に、学校施設整備の基本理念及び基本方針を具体化するため、施設機能別に室数や面積、配置等の標準となる「町田市立学校施設機能別方針」を策定し、本方針において学童保育クラブ施設についても放課後活動の拠点づくりを進めるうえでの基本理念として、以下のとおり記されています。

放課後における児童・生徒の居場所の一つとして、安心して様々な活動を行うことができる環境を整備します。

### **(3) 保育サービスなど子育て世帯を取り巻く動向**

#### **(ア) 子ども家庭庁の発足（2023年）**

国は、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて」、「こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする」ための司令塔として2023年4月に子ども家庭庁を創設しました。

2023年6月に策定された「こども未来戦略方針」においては、「新・放課後子ども総合プラン」を着実に進めることによる学童保育クラブの受け皿の拡大など、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごせる場所の拡充が急務であるとしています。

#### **(イ) まちだの中学校給食センター計画の策定（2022年）**

町田市では、現在、市立中学校20校のうち19校において、弁当併用外注給食方式（選択制・ランチボックス形式）による給食を実施していますが、現行方式の諸課題を解決するため、「給食センター方式による全員給食」を導入することとし、『まちだの中学校給食センター計画』を策定しました。本計画では、給食センターが目指していく姿（施設コンセプト）に「地域とつながりあい新しい価値を生み出しつづける」ことを掲げており、多彩な主体とのコラボレーションによる「地域の健康増進」と「地域経済の活性化」につながる取り組み例として、学童保育クラブへの配食を掲げています。



## 第5 町田市学童保育クラブの現状から考える課題

### (1) 育成スペースについて

町田市では1963年に2ヶ所で公設の学童保育クラブを開所して以降、女性の就労数の増加などに伴う保育ニーズに見合うよう、国の動向などを踏まえながら計画的に学童保育クラブの整備を進め、2023年4月現在、町田市立の全小学校区（42校）に学童保育クラブを設置しています。

また、市が定めた一斉入会受付期間に申請を受けた低学年児童及び全学年の障がい児については、全員が入会できる運用を踏まえ、国の基準や市の条例で定める「支援の単位は児童45人を上限とする」を遵守するとともに、「利用者一人につきおおむね1.65平方メートル以上」の育成スペースを確保するための拡張を行ってきました。

結果として、2023年4月1日時点の入会待ち児童数は0人でしたが、市内42クラブ中、19クラブにおいて育成スペースが点在・分散<sup>注1</sup>しています。また、利用者一人あたりのスペースについては、出席状況を加味しない施設の定員ベースで国等の基準を十分に満たす施設は17クラブにとどまっている状況です。

今後、新たに学童保育クラブを整備する際には、利用者一人あたりの基準を十分に満たすとともに、クラブ運営において安全管理のリスクを低減するため、育成スペースを集約することが求められています。また、運営指針で示されているとおり、屋外遊びがしやすい低層階での整備が望ましいと考えます。

注1 点在・分散：入会数の増に合わせてスペース拡張しているため  
1箇所に集約できてない状況

### (2) 児童の発達に応じた設備や機能の充実

町田市では、2015年の児童福祉法の改正や昨今の保育ニーズの動向を踏まえて、2021年4月から高学年児童の受け入れを開始しました。高学年児童の受け入れに伴い、市ではトイレの男女別化改修工事の実施<sup>注2</sup>や、年齢や発達に応じた図書及び玩具を新たに購入するなど育成環境の改善に取り組んできました。一方、高学年児童の入会数は受け入れを開始して以降、増加傾向が続く見込みであることから、今後は、児童の発達に応じた育成支援や環境整備のさらなる充実が求められています。

注2：2023年8月時点で、市内42クラブのうちトイレの男女別化工事を実施した施設は41クラブ（2023年度実施予定を含む）。

未実施の1クラブについては、同クラブ内で使用できる2か所のトイレのうち1ヶ所で男女別化できている状況。

### (3) 入会児童数の将来推計を見据えた育成スペースの有効活用

2021年4月に高学年児童の受け入れを開始したことから、2021年度の入会児童数は2020年度と比べて368人増の4,124人となりました。入会希望児童数の増加に応じた育成スペースの確保については、学校施設内をタイムシェアにより活用することで対応しています。

今後も、共働き家庭の増加などにより、学童保育クラブに対するニーズは高止まりが想定されるものの、2024年度以降、小学校在籍児童数の減少が見込まれることから、学童保育クラブの入会児童数も緩やかに減少することが考えられます。一方で、今後、小学校全校における35人学級編成の展開に伴い、教育活動に使用するスペースが必要となることから、学校施設を柔軟に活用し、育成スペースをタイムシェアするなどにより、学校施設の有効活用を図っていくことが求められています。

(表1) 学年ごとの入会児童数の推移

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1年生	1,438人	1,385人	1,329人	1,244人	1,206人	1,135人
2年生	1,379人	1,318人	1,255人	1,198人	1,121人	1,090人
3年生	1,076人	1,136人	1,083人	1,015人	967人	909人
低学年計	3,893人	3,839人	3,667人	3,457人	3,294人	3,134人
4年生	571人	579人	625人	613人	549人	528人
5年生	225人	318人	325人	376人	369人	313人
6年生	102人	128人	190人	187人	203人	212人
高学年計	898人	1,025人	1,140人	1,176人	1,121人	1,053人
合計	4,791人	4,864人	4,807人	4,633人	4,415人	4,187人

※2024年度以降は2023年7月時点の児童推計に基づく見込み値

### (4) 行き帰りの安全対策の強化

学童保育クラブの行き帰りについては、学校の登下校と同様に、児童が一人で徒歩により通所することを基本的な考え方としていることから、児童への交通安全指導や通学路等における安全点検などを安全対策として行っています。「推進計画」では、通学時間の許容範囲を「おおむね30分程度を目安」とし、通学距離の許容範囲を「徒歩でおおむね2km程度を目安」としていることを踏まえ、これまで実施してきた安全対策を継続するとともに、新たな通学路における安全対策についての検討が必要です。

### (5) 保育サービスの質の向上を図るための管理・運営方法の検討

学童保育クラブの管理・運営については、2003年6月に地方自治法の一部改正により指定管理者制度が創設されたことを受け、町田市においても2004年から導入を開始しました。2023年4月時点では、直営の1施設を除く41施設において指定管理者制度により管理・運営が行われています。

民間ノウハウの活用を図ってきた一方で、児童・保護者の意見の反映などを求める声があり、2005年以降、複数回の請願を受理し、採択されています。

また、2021年度の包括外部監査においては、学童保育クラブの指定管理者選定の2期目以降は、前指定期間の管理者であった法人のみが応募する状態が継続しており、競争性が発揮されていないことから、応募資格の拡大などの意見を受けています。

これらを踏まえて、よりよい保育サービスの提供のため、事業の継続性や公益性を維持しつつ、新たな事業者の参入を促すことで競争性を確保することが求められています。

(表2) 学童保育クラブの運営にかかる請願

町田市議会定例会	請願
2005年3月	学童保育クラブに通う子ども達が、継続的に安心して安全に通えるような学童運営を求める請願
2008年9月	「指定管理者選定については児童・保護者の意見が反映されること」を求める請願
2013年3月	学童保育クラブの指定管理者選定においては、公益性・継続性を最重視した応募条件を設定することを求める請願

### (6) 社会環境の変化によるニーズや施策に連動した柔軟なサービス展開

国は2023年4月に子ども家庭庁の創設を契機に、こども・子育て政策を強化する一環として、幼児教育・保育・学童保育クラブなど「全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充」を掲げるとともに、検討が開始されました。2023年6月には「こども未来戦略方針」が策定されたことで、学童保育クラブはこどもの居場所の一つとして、より一層の保育の質・量の充実に求められるなど、これまでとは異なるスピード感で様々な施策の展開が予測されます。このような国の施策の動きに対して、町田市においても時機を逸することなく、適切に保育サービスを提供できるよう、柔軟な対応及び展開が求められています。

**(7) 「受益者負担の適正化に関する基本方針（町田市）」に基づく育成料の適正化の検討**

町田市の学童保育クラブの育成料は、市の条例において月額料金を 9,000 円と定めています。この額は、2022 年度時点では多摩 26 市において一番高い金額です。一方で、所得等に応じた減額・免除制度は細やかな設定をしており、市民税均等割のみ課税世帯の育成料である月額料金 3,000 円は、多摩 26 市の中で 3 番目に安い金額となっています。

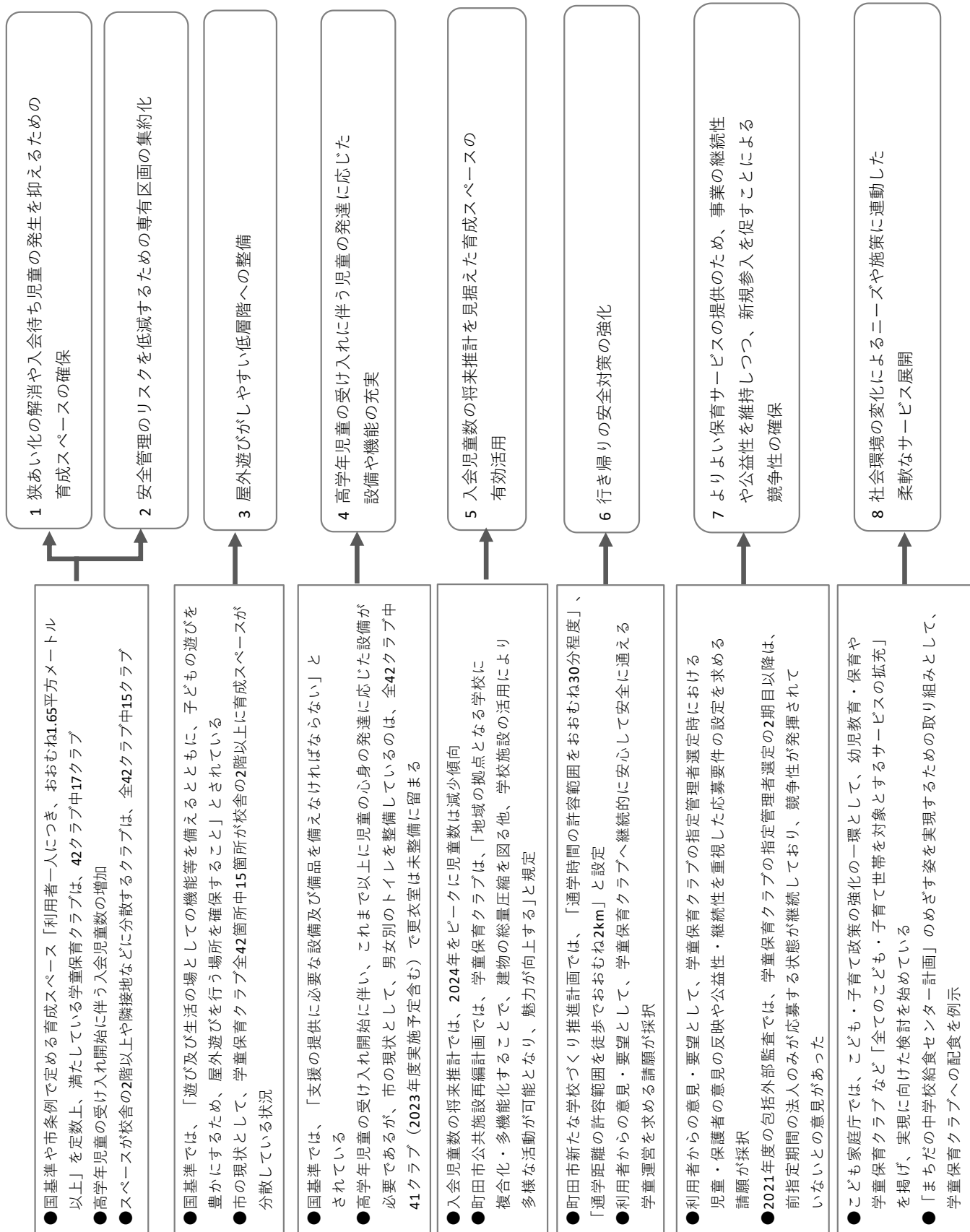
学童保育クラブの育成料については、受益者負担に関する町田市の方針において負担率は 50% が望ましいことが示されていますが、近年の実質負担率は、以下のとおりで推移しています。

新たな学校づくりに伴い、各施設の設備及び機能の充実や保育サービスの質の向上を図るにあたり、改めて育成料に関する受益者負担の適正化について検討する必要があります。

**(表3) 学童保育クラブ育成料における受益者負担率の推移**

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
負担率	18.0%	21.3%	22.0%	17.9%	19.8%	20.6%

(図2 町田市学童保育クラブにおける現状等と課題との関連図)



## 第6 町田市学童保育クラブの課題解決に向けた調査等の経過

### (1) 実施した調査について

調査内容	調査対象・調査概要	実施時期
(ア) 学童保育クラブに対するニーズ把握のためのアンケート	・利用者（保護者・児童）、保育所を利用する保護者 ・現運営事業者	2022年9～10月
(イ) 行き帰りの安全対策に関する実地調査	・新たな通学路指定を想定した道路状況の確認 ・市内全クラブにおける実態調査（児童の降所時間・降所方法）	2022年11～12月 2022年12月
(ウ) 他市の保育サービス状況調査	・多摩26市、相模原市（夏休み期間中における昼食提供、行き帰りの安全対策など）	2023年1月
(エ) PFI事例ヒアリング	・立川市（PFI方式で建設する小学校に児童館、学童保育クラブを併設） ・千代田区（PFI事業者が学童保育クラブを委託事業として運営）	2023年4月
(オ) 株式会社の導入調査	・青梅市 ・三鷹市 ※株式会社のほか、社会福祉協議会など複数の法人形態で運営実績がある自治体から選定	2023年4月

### (2) 調査の結果について（抜粋）

#### (ア) 学童保育クラブへのニーズに関するアンケート

○通学する小学校区の学童保育クラブに通うことについて

「今のままでよい」が85%で最も高く、次いで「他の小学校区の学童保育クラブも通えた方がいい」が9%でした。

○学校夏季休業中の昼食について

「昼食（仕出し弁当を含む）を提供してほしい」が72%で最も高く、次いで「今のままでよい」が21%でした。

#### **(イ) 行き帰りの安全対策に関する実地調査**

○帰りの時間が 17 時以降の場合、保護者のお迎えが多い傾向のクラブはおおよそ 90%でした。また、駐車スペース設置の要望を受けているクラブはおおよそ 80%でした。

○実地調査を行った統合を進めている 5 地区においては、調査当日に 18 時以降に一人帰りをする児童の姿はほとんど見られませんでした。

#### **(ウ) 他市の保育サービス状況調査**

○帰りの安全対策として、調査対象の 27 市中 9 市において、シルバー人材センターや地域のボランティア人材による見守り、児童の集団での下校などを実施していました。

○昼食提供の実施については、調査対象の 27 市中 6 市が「導入済み、または実施予定」、18 市が「実施の予定なし」でした。

#### **(エ) P F I 事例ヒアリング**

○P F I における主なメリットは、複合施設における建物の維持・管理を一括発注することによるコスト削減でした。

#### **(オ) 株式会社の導入調査**

○株式会社が参入することのメリットは、新たな保育サービスの展開への可能性の拡大や自社で展開する他事業のノウハウが活用できることでした。また、デメリットは、収支の安定性など財務面における懸念が残ることでした。

### (3) 保育サービスにおける供給手法の比較

調査内容	委託	指定管理者制度	P F I
実施期間	短期 (1～3年)	中期 (5年)	長期 (10～30年程度)
契約形態	事業契約 委託契約	指定(行政処分)	P F I 事業契約
業務範囲	維持管理、運営	維持管理、運営	設計、建設、維持管理、運営
施設所有権	自治体	自治体	自治体/民間
市の意向反映の方法	仕様書	・募集要項 ・評価の配点	・要求水準書 ・評価の配点
地域企業参入の可否	可	可	可 ※代表企業、構成員、協力企業で難易度が可変
サービス水準確認方法	履行確認	モニタリング	モニタリング
制度変更への対応	容易	やや容易	やや困難



#### (4) 多摩 26 市との比較による町田市の評価 (2022 年度時点)

2022 年に東京都が行った「令和 4 年東京の学童クラブ事業実施状況」の調査結果などを基に、町田市の学童保育クラブ事業の現状を、以下の項目について多摩地域における他自治体との比較を行いました。

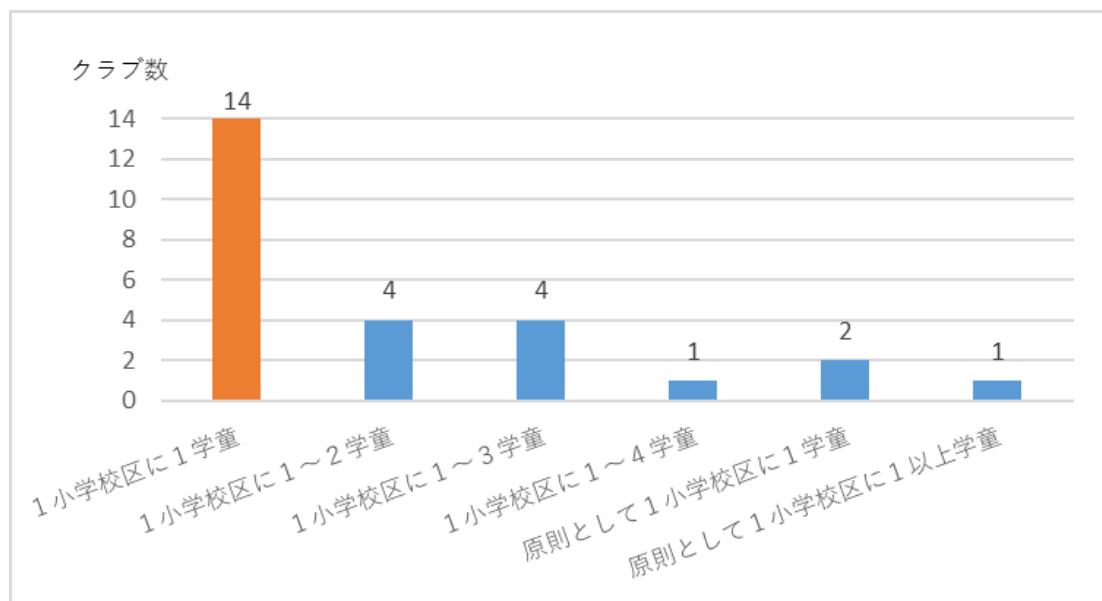
##### (ア) 1 つの小学校区あたりの学童保育クラブ設置数

町田市では、児童が下校後に安全に学童保育クラブに通所できることや学校や地域との連携のため、原則として、小学校区ごとに学童保育クラブを整備してきました。

多摩 26 市においても町田市と同様に 1 つの小学校区において 1 つの学童保育クラブを整備している自治体が最も多い状況です。

なお、一部の自治体においては複数の学童保育クラブが整備されています。

(図 3) 1 小学校区あたりの学童保育クラブ数

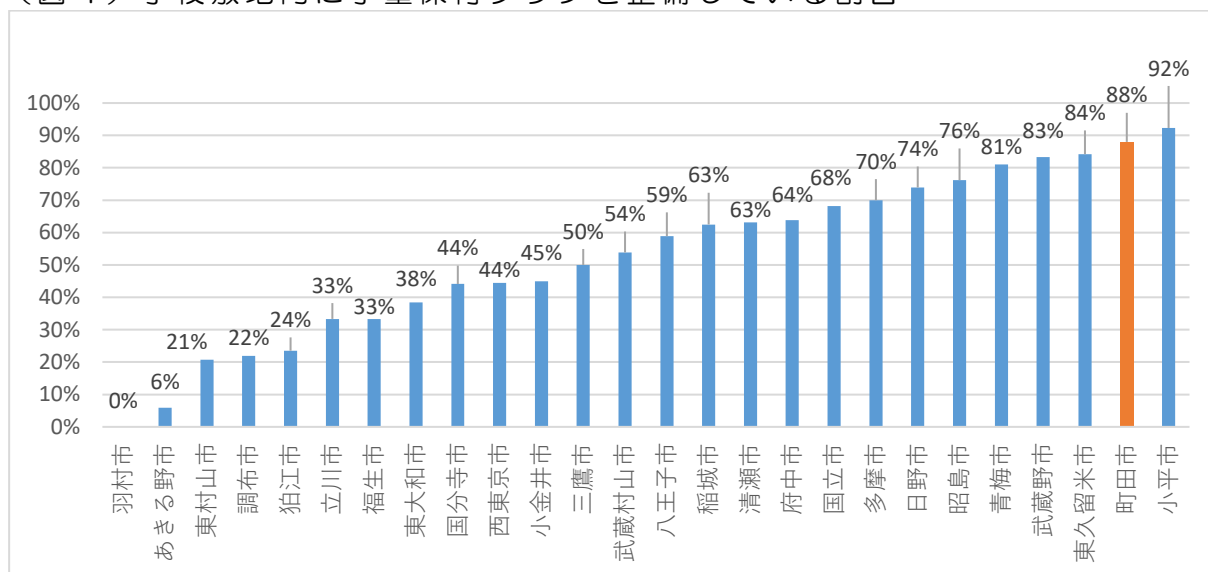


### (イ) 学校敷地内に整備している学童保育クラブ数

町田市では、国の「放課後子ども総合プラン」の考え方に沿って学童保育クラブを学校敷地内に整備し、入会児童数の増加に伴い育成スペースを拡張する際は、学校の教室等をタイムシェアにより活用する取り組みを進めてきました。

多摩 26 市において、町田市は学校敷地内に学童保育クラブを整備している割合が 2 番目に多い状況です。

(図 4) 学校敷地内に学童保育クラブを整備している割合



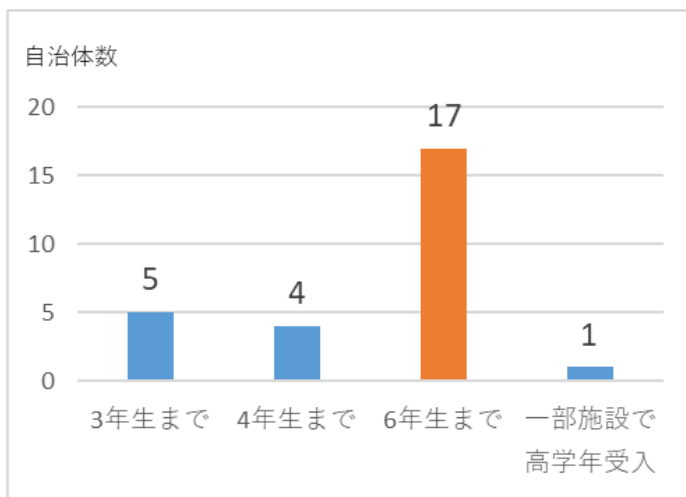
### (ウ) 入会対象及び入会待ち児童数

町田市では、入会要件を満たしている低学年児童や全学年の障がい児は、市が定めた一斉入会受付期間の申請者が全員入会できる運用を行っており、2021年4月からは入会対象を高学年児童まで拡大しています。

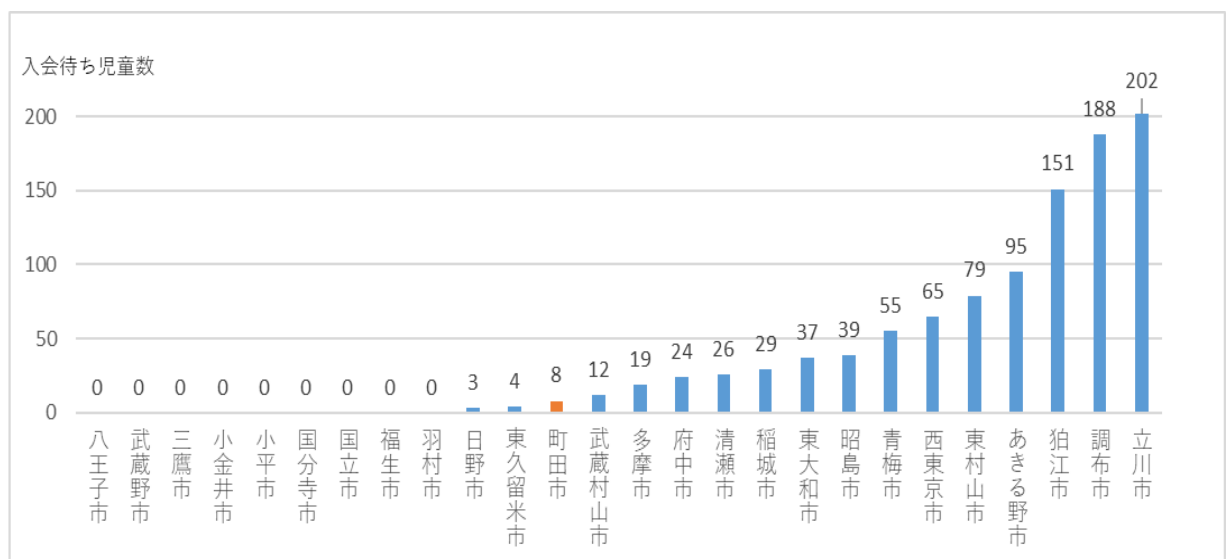
高学年児童については、施設の定数を超える申請があった場合は、保育の優先度に応じて選考を行うため、2022年度は、8名の入会待ち児童が発生しています。

多摩26市において、原則として、小学校6年生までを入会対象としている自治体は、17市となっています。また、入会待ち児童の発生状況については、町田は5番目に少ない人数となりました。

(図5) 高学年児童の受け入れ状況



(図6) 入会待ち児童数（高学年児童を受け入れている自治体のみ）



## 第7 町田市学童保育クラブの施設整備及び管理・運営方法等の考え方

町田市では、これまで述べたとおり、国の施策等の動向を捉えて、児童が安全に安心して放課後を過ごせるよう、育成環境の整備を進めてきました。今後の学童保育クラブ施設においては、社会環境の変化に応じて必要な設備や機能を整備するとともに、新たな学校づくりなど、町田市の学童保育クラブを取り巻く環境変化にも適応していくことで保育サービスの向上を図ることができるよう、施設整備及び管理・運営方法等について方向性や考え方を以下のとおり整理しました。

今後は、市が定める「放課後児童健全育成事業設備の設備および運営の基準に関する条例」などの基準を満たすことを前提として、以下の考え方にに基づき、教育委員会など関係機関と協議を行いながら学童保育クラブ事業を進めることとします。

### (1) 施設の整備数及び場所について

1つの小学校区に1つの学童保育クラブを整備します。新たに学童保育クラブを整備する際は、原則として学校施設内の低層階に集約して設置します。

なお、新たに整備する学童の名称は、新たな学校名に合わせることを原則とします。

### (2) 育成スペースの確保及び学校施設活用区画（棟）の有効活用について

高学年児童の入会ニーズを踏まえたうえで、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上の育成スペースの確保を前提として整備します。

また、新たに学童保育クラブを整備する際は、児童の利用が見込まれない時間帯や将来的な入会児童数の減少を見据え、育成スペースをタイムシェアすることとします。そのため、学校施設活用区画（棟）に複合化された施設や事業との連携を図るためのゾーニングを行います。

### (3) 学童保育クラブ施設の設備や機能について

2021年度から開始した高学年児童の受け入れ対応のほか、学童保育クラブにおけるインクルーシブな教育の実現に向け、男女別のトイレや更衣室、クーリング機能（児童の気持ちを落ち着かせるスペース）を整備します。

また、新たに学童保育クラブを整備する際は、新たな通学路における安全対策として、学校に整備する駐車スペースの活用により送迎時の車利用を可能にすることや、他市で実施している地域の人材を活用した見守りなどの導入可能性の検討を行います。

### (4) 管理・運営方法について

施設の維持・管理については、新校舎建設をPFI方式で行う地区については、学童保育クラブもPFI方式とします。

運営については、以下の3つの観点を踏まえて、新校舎建設がいずれの手法であっても、学童保育クラブは民間の能力を活用しつつ、事業の継続性や安定供給を図るため、指定管理者制度の柔軟な活用を基本的な考え方とします。

- 児童や保護者の環境変化に伴う影響を最小限とすること
- 今後の国や都の制度変更にも適切に対応すること
- 競争性を確保することで保育の質の向上を図ること

### (5) 保育サービスについて

学校の長期休業中などの昼食提供の実施に向け、中学校給食センターの整備を契機とした配食サービスの事業化を進めます。

また、保育時間中に児童が多様な活動に参加できるよう、放課後子ども教室「まちとも」や学校施設活用区画（棟）で実施するプログラムとの連携を図ります。

### (6) 育成料の適正化について

育成料については、市が定める「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、施設の充実や管理・運営方法の最適化を目指すことで利用者に対するサービスの向上を実現するとともに、施設利用に伴う受益者負担について、市民間の公平性の観点から、引き続き適正化に向けた定期的な見直しを行います。

町田市学童保育クラブ施設整備及び管理・運営方針  
2023年8月

子ども生活部児童青少年課学童保育係  
〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22  
電話 042-724-2182